

# 県立相模湖公園

## 令和3年度 年間実績報告書



 相模湖観光協会



指定管理業務 管理運営 実施状況表

公園名：相模湖公園

事業計画書の内容		実施計画	令和3年度実施状況	評価項目との対応	補足資料	
区分	提案項目	提案の具体化方策 (事業計画に記載されている内容を簡潔にまとめて記入)				R3
<b>1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等</b>						
地域と共存し、多くの観光客が訪れる魅力ある公園		利用者や市民団体との情報交換を計りながら魅力ある公園を目指し、園内活性化を進め多くの県民に親しまれる公園とするよう維持管理に努める。	地域イベントの施設提供、来園者が相模湖公園を起点とした地域散策など近県及び県民に親しまれるような公園施設の提供をします。	計画通り実施		
		公園施設や設備について	その機能や特性を十分に理解したうえで清潔かつ正常に機能し、利用者が安全で快適に利用できるような適正な管理を実施します。	計画通り実施		
	地域（地元）関係者を巻き込んだ魅力と活力公園	安らぎのある空間づくり	利用者が自然に囲まれた園内で十二分に自然を満喫できるように地元木材を利用したベンチを設置し安らぎの場所づくりに努めます。	計画通り実施		
		環境に配慮した管理運営	施設については清潔かつ正常に機能し、利用者が安全で快適に利用できるよう、その機能や特性を十分に理解したうえで適正な管理を行います。	計画通り実施		
		利用者の平等な利用確保	常設アンケートの実施、年2回のお客様満足度調査の実施、観光客入り込み調査年4回実施します。	計画通り実施		
<b>2 業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等</b>						
	＜委託予定業務一覧表(様式第3号)にて確認＞					
<b>3 施設の維持管理</b>						
湖畔環境を活かした利用客誘客の為の維持管理	湖畔公園としての美しい景観づくりに配慮した植物の育成管理	湖畔沿いの美しい景観を維持するために、観光協会会員のみならず、湖畔商店会と地域ぐるみでの清掃活動を行います。	計画通り実施	3-①		
安全で快適な利用のための維持管理	施設工作物の適正な維持管理	施設利用者に対する環境配慮の要請・施設利用者へ省エネを呼びかける。	計画通り実施	3-②		
地域との連携による維持管理	湖畔沿いの一体的な美しさを維持するための維持管理	四季の変化を織りなす樹木は刈込み時期、樹木特性等に配慮した適正な維持管理をします。	計画通り実施	3-③		
新型コロナウイルス感染拡大防止対策	来園者に注意喚起の為の防止対策等を、声掛け又掲示板への掲示	職員のマスク着用、体温測定執務室の換気。アルコール消毒を管理事務所、トイレ手洗い場に設置。「感染防止対策取組書」、マスク着用お願いのポスターを掲示。	計画通り実施	3-④		
<b>4 利用促進のための取組</b>						
公園利用を促進する為のPR	他の機関と連携した広報活動	神奈川県が主催している「県央地域観光振興協議会」の構成期間として、同協議会が実施する高速道路サービスエリア内で観光キャンペーンへの参加を始めとして、相模原市観光課とタイアップし、市内でのさくら祭り等、大きなイベントに参加しパンフレットの配布等をしてPR活動を実施します。また近隣の東京都八王子観光協会とタイアップしパンフレットでのPR活動を実施（市内イベント会場）、JR相模湖駅構内にてパンフレット等での宣伝を実施します。	コロナウイルス感染防止の為中止	4-① 4-② 4-③		
	ホームページやパンフレット、広報（公報）等	ホームページやパンフレット、広報（公報）等を活用し、更に地元タウンニュース、掲示板上にて広報活動に努めます。	計画通り実施	4-②		
	マスコミ等にも積極的に協力し情報を発信していきます。	公園管理事務所でのパンフレットの無料配布等は基より、湖畔商店会でのPR、漕艇場でのPR、地下駐車場掲示板上でのPRと来園者に周知を図っています。	一部実施	4-③		

<b>5 自主事業の運営</b>					
駐車場管理運営	本公園を車で訪れる利用者が安全で安心して利用できるよう駐車場の管理運営を行います。	駐車場時間貸し制度の変更・長期滞在の利用者が時間を気にせず長時間安心して利用できるよう普通車・大型車とも上限を設定しました。	計画通り実施		
<b>6 利用料金について</b>					
駐車料金の変更について	今後県と十分協議して、多くの来園者が利用活用していただける公園としていきます。	今後県と十分協議して、多くの来園者が利用活用していただける公園としていきます。	計画通り実施	5-①	
<b>7 利用者への対応</b>					
基本的な接客姿勢と対応の確保	接客については、常におもてなしの心を持って接するよう指導している。	「いらっしゃいませ」から、「気をつけてお帰り下さい」この間の公園で過ごす来園者様には、次の三つを念頭において接します。気配り、目配り、心配り。	計画通り実施	7-①	
	苦情処理の対応及びその研修等	苦情処理の対応及びその研修等、日常的な細かな諸問題については定期的に行う各主任会議の中で対応を協議します。	計画通り実施	7-②	
	利用者への公園利用指導及び研修等	公園の利用者はそれぞれ色々な目的を持ち来園されます。来園者にけが又迷惑をかけないように、園内禁止条項は、基本的に公園案内図には細かく表示をし、禁止の案内看板を設置しています。他については職員の口頭での丁寧な対応で指導します。	計画通り実施	7-③	
<b>8 通常の指定管理業務を行う中での事故防止等の取組内容</b>					
防犯対策等安全確保の実施体制	地域との防犯対策	地域特に湖畔商店会との連絡を密にしながら防犯対策を行います。	計画通り実施	8-①	
	関係機関との連携	津久井警察署や津久井消防署との連携はもとより、特に地元消防団等の協力を得ながら防犯対策を図っています。	計画通り実施	8-②	
	夜間、夏休み、年末年始の体制づくり	特に行楽シーズンで利用者の多い時期（正月、5月連休、夏休み期間中、年末等夜間）警備保障会社にて防犯対策を実施しています。（年間88日）	計画通り実施	8-③	
<b>9 事故、異常気象等（水防を含む）の緊急事態が発生した場合の対応方針</b>					
事故や災害発生時等の緊急時の体制及び初期対応	事故や災害発生時の未然防止に努める	観光協会では園内に於ける事故や災害発生時の未然防止に努め、日頃より公園職員への安全教育や安全点検を徹底します。	計画通り実施	9-①	
	事故等が発生した場合の対応	万が一事故等が発生した場合には、日頃より実施されている訓練の成果を生かし、利用者並びに地域住民の安全確保の体制をとっています。	計画通り実施	9-②	
	迅速適切な情報伝達。	また迅速適切な情報伝達、対策活動を実施いたします。そして災害時に、日常から相模湖管理者（県企業庁、津久井治水センター）や相模湖漕艇場管理者との連絡を密にし、安全管理面での最新の情報を入手する体制を整えています。	計画通り実施	9-③	
	関係機関連絡体制。	事故発生時の対応は現場スタッフが現場を確認し、必要に応じてけが人の救護、応急手当。緊急車両（警察、消防車、救急車等）の要請を行うとともに、連絡体制に従い、各関係機関に状況報告を行ないます。	計画通り実施	9-④	
	災害発生時の対応。	災害発生時の対応は「関係機関やテレビ、ラジオ等からの情報把握」「利用者への園内放送等による情報伝達と避難誘導」、「怪我人の救護や緊急車両の要請」、「公園職員による園内巡回、施設点検、危険個所の応急処置や立ち入り禁止処置等の実施」、「県津久井治水センターなどの関係機関への迅速な状況報告」に努め、二次災害の発生を防止します。	計画通り実施	9-⑤	

避難誘導、公園の利用制限等を考慮した連絡方式及び対応	災害発生時の連絡体制。	災害発生時に於いては、第一に現場責任者である公園長の指揮のもと、公園利用者の避難誘導に努めます。	計画通り実施	9-⑥	
暴風大雪警報発令時の対策	県の防災体制と連動するため、指揮命令系統に繋がりを持った体制。	(県の防災体制と連動するため、指揮命令系統に繋がりを持った体制とし、本公園の勤務時間および時間外の緊急時の責任者、公園職員の役割を明確にして備えます。緊急連絡網を定めるとともに、日頃から電気設備、配水系等の施設点検に心がけ災害時に備えています。	計画通り実施	9-⑦	

**10 当該公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応**

災害時対応の考え方	地震等の災害に備えた対応	地震等の災害に備え、土地の崩壊等の危険性の高い箇所を記した危険予測図を作成し、災害時に重点的に監視や点検ができるよう準備を行っております。	計画通り実施	10-①	
	被害を未然に防ぐため利用制限。	被害を未然に防ぐため利用制限が必要な場合、公園長（現場責任者）の判断により利用制限をする。この場合総括責任者及び県津久井治水センターに遅滞なく報告をします。	計画通り実施	10-②	
	気象情報で警戒警戒発令時情報収集する。	気象情報で警戒情報発令時には園内で待機し情報収集します。	計画通り実施	10-③	
	緊急連絡体制の連絡網	緊急連絡体制表を最寄りの警察署、消防署、に提出し夜間の迅速な体制をとります。	計画通り実施	10-④	
	緊急時公園の開閉。	門扉の鍵を最寄りの交番、消防署に預け夜間の緊急時に対応しています。	計画通り実施	10-⑤	

**11 地域と連携した魅力ある施設づくり**

地域人材の活用、地域、関係機関との協力体制の構築	地域ぐるみ相模湖公園維持管理に努めます。	湖畔沿いの一体的な公園の美しさを維持するため、観光協会員のみならず湖畔商店会、遊船協同組合、釣り船組合等と連携した地域ぐるみで湖畔地域一帯での清掃活動を実施するなど、地域の見本となるような相模湖公園維持管理に努めます。	計画通り実施	11-①	
	将来に向けての観光資源化計画。	相模湖観光協会とタイアップし相模湖遊船協同組合により、対岸の荒れ地に桜【ソメイヨシノ】の植樹をして将来に向けての観光資源化を図っています。	計画通り実施	11-②	
	公共施設の市民参加の運営。	公共施設は、県民の者であり県民に支えられて成り立つ、と考えています。その認識を大切にし、施設の運営では、地域団体、ボート競技団体、企業を含め、市民との協働や市民参加を積極的に進めます。	計画通り実施	11-③	
ボランティア団体との連携	4月予定のやまなみ祭、10月予定のふれあい広場などは地域（主として旧相模湖、津久井地域等）のあらゆる団体に参加呼びかけをしております、両イベントとも相模湖公園内すべてを利用したもので、相模湖やまなみ祭は相模湖公園、相模湖交流センターと協力体制で行われ、メイン会場は当公園です。また毎年8月1日実施の相模湖湖上祭花火大会でも前座で地域の団体が活躍をされます。どれも普段趣味等で練習しているものの発表の場を提供しており、今後も大いに活用していきたいと考えます。	コロナウイルス感染防止の為中止 やまなみ祭、ふれあい広場、湖上祭花火大会	11-④ 11-⑤	2, 清掃について 3, 行事について	
ボランティア団体との交流・連携					

	桂北小学校5年生、県立津久井養護学校小学部、湖畔商店会との交流。	年二回（春、秋）実施の園内花植えについて近隣の桂北小学校5年生と共に公園花壇への花の植え付け及び管理、植え付けには観光協会、湖畔商店会、漕艇場職員等のボランティアの協力を得ながら実施しております。また、県立養護学校、旧藤野地域くるみの里の生徒による体験学習としての場を提供して園内清掃も行っています。	春の花植えではコロナウイルス感染防止対策の為、桂北小学校5年生は不参加。公園職員、観光協会、湖畔商店会で植え付け。秋の花植えでは2日間に別れて、初日は通常通り、2日目は桂北小学校5年生と、秋から県立津久井養護学校小学部の皆さんが参加し別々の花壇で花植えを実施した。	11-⑤	1, 植栽について
<b>12 節減努力等(業務の効率化)</b>					
<b>13 人的な能力、執行体制</b>					
<b>14 コンプライアンス、社会貢献</b>					
指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況	地域の文化を尊重を持って行動。	観光協会役員、及び公園職員は事業活動のグローバル化に対応し国内外の法令やルールを遵守し人権を含む各種規範、それぞれの地域の文化を尊重するとともに高い倫理観を持って行動します。	計画通り実施	14-①	
	お客様の満足と信頼を獲得。	観光協会役員、及び公園職員は安全で社会的有用な物、サービスを開発提供するという変わらぬ使命を果たし、お客様の満足と信頼を獲得します。	計画通り実施	14-②	
	各種情報を適正に管理。	観光協会役員、及び公園職員は、個人情報、機密情報をはじめとする各種情報を適正に管理します。	計画通り実施	14-③	
	環境を確保しゆとりと豊かさを実現。	観光協会役員、及び公園職員は、個人の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現します。	計画通り実施	14-④	
	積極的な社会貢献。	観光協会役員、及び公園職員は社会インフラを担う企業グループの一員としてかつ地域の一員として積極的に社会に貢献します。	計画通り実施	14-⑤	
	再発防止。	会長は本項目に反するような事態が発生したときは自ら問題解決に当たり、原因究明、再発防止に努めます。	計画通り実施	14-⑥	
	全スタッフに周知と確認。	職場研修や職場ミーティング時に、全スタッフに周知と確認を図ります。	計画通り実施	14-⑦	
	職員の質の向上。	地域で行われる研修等に積極的に参加します。	計画通り実施	14-⑧	

※本表と併せて、各項目の実施状況のわかる具体的な資料（説明資料・写真・作業一覧・新聞切抜きなど）を添付して提出して下さい。